

## ○会計規程（平成16年規程第8号）（抄）

### 第8章 契約

#### （契約方式）

第40条 機構において、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合は、第3項及び第4項に規定する場合を除き、公告をして、申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

- 2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争についての必要な事項は、別に定める。
- 3 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数であり、かつ、第1項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、別に定めるところにより指名競争に付するものとする。
- 4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、別に定めるところにより随意契約によるものとする。
- 5 契約に係る予定価格が少額である場合その他別に定める場合においては、第1項及び第3項の規定にかかわらず、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

#### （入札の原則）

第41条 前条第1項、第3項又は第5項の規定による競争（以下「競争」という。）は、入札の方法をもってこれを行わなければならない。

#### （入札保証金）

第42条 機構は、一般競争に加わろうとする者から現金又は国債若しくは公社債をもって、その者の予定見積金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合において、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- 2 前項の保証金の納付は、確実な担保の提供をもってこれに代えることができる。

#### （入札保証金の帰属）

第43条 前条の保証金は、落札者が契約を締結しないときは、機構に帰属するものとする。

- 2 第44条の3の規定により、交渉の結果契約額が決定した場合であって、交渉権者（第44条の2の「交渉権者」をいう。）が契約を締結しないときは、前条の保証金は機構に帰属するものとする。ただし、交渉の結果契約を締結するに至らなかった場合はこの限りでない。
- 3 前2項の保証金の取扱いについては、その旨を入札の公告において明らかにしなければならない。

#### （落札の方法）

第44条 競争に付する場合においては、別に定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、支払の原因となる契約のうち別に定めるものについて、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、別に定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするすることができる。

- 2 機構の所有に属する財産と機構以外の者の所有する財産との交換に関する契約については、前項の規定にかかわらず、それぞれの財産の見積価格の差額が機構にとって最も有利な申込みをした者を落札者とするすることができる。

3 契約担当役は、その性質又は目的から第1項の規定により難い契約については、別に定めるところにより、価格及びその他の条件が機構にとって最も有利なもの（同項ただし書にあっては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

（落札の方法の特例）

第44条の2 前条第1項の規定にかかわらず、契約担当役が契約の性質又は目的に応じ必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内において申込みをした者を契約額等について機構と交渉することができる権利を有する者（以下「交渉権者」という。）とすることができるものとする。ただし、予定価格の制限の範囲内に複数の者がいる場合には、申込みをした価格に基づき交渉順位を付すことができるものとする。

2 第44条第1項ただし書の規定は前項の落札の方法の特例について準用する。この場合において、同条第1項ただし書中「を落札者」とあるのは、「から順に交渉権者」と読み替えるものとする。

（交渉権者との契約額等の決定方法）

第44条の3 契約担当役は、前条の規定により契約の交渉権者を決定したときは、直ちにその者と交渉を行い、契約額等を決定しなければならない。ただし、その交渉が不調となった場合又は交渉開始から合理的な期間内に契約の締結に至らなかった場合は、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行うことができるものとする。

2 前項の規定により、契約額等が決定したときは、その者を契約の相手方とするものとする。

（契約書の作成）

第45条 競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、別に定めるところにより、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める場合においては、これを省略することができる。

（契約保証金）

第46条 機構は、契約を締結する者から現金又は国債若しくは公社債をもって契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 第42条第2項の規定は、前項の契約保証金について準用する。

（契約保証金の帰属）

第47条 前条の契約保証金は、契約の相手方が、その責に帰すべき事由により契約義務を履行しないときは、機構に帰属するものとする。

（契約に係る情報の公表）

第47条の2 契約担当役は、機構の支出の原因となる契約（予定価格が別に定める額に満たないものを除く。）を締結した場合においては、その概要を公表しなければならない。

（監督及び検査）

第48条 工事、製造その他の請負契約（以下「請負契約」という。）を締結した場合においては、別に定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

2 前項に規定する請負契約、物件の買入れその他の契約については、別に定めるところにより、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。

3 前2項の場合において、契約の目的たる物件の給付の完了後相当期間内に、当該物件につき破損、変質、性能低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められる契約については、別に定めるところにより、監督又は検査の一部を省略することができる。

(特定調達契約)

第49条 政府調達に関する協定を実施するため機構の締結する契約のうち当該協定の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定める。

(契約に関する必要な事項)

第50条 この規程に定めるもののほか、契約に関し必要な事項は別に定める。

## ○会計細則（平成16年達第35号）（抄）

### 第7章 契約

#### 第1節 契約書

（契約書の作成）

第22条 契約担当役が契約を締結しようとするときは、契約書を作成しなければならない。

（契約書の記載事項）

第23条 前条に規定する契約書には、当該契約の性質及び目的に従い、次に掲げる事項のうち、必要な事項を記載しなければならない。

- （1）件名及び品名
- （2）契約年月日
- （3）数量、単位及び単価
- （4）契約金額及び支払条件
- （5）履行期限又は期間
- （6）受渡場所
- （7）契約保証金（契約保証金の帰属を含む。）
- （8）前払金
- （9）履行の監督又は検査
- （10）違約金
- （11）遅滞金
- （12）契約の解除
- （13）危険負担
- （14）契約内容の変更又は履行の中止の場合の損害負担
- （15）瑕疵担保責任
- （16）債権譲渡及び履行委任
- （17）相殺
- （18）紛争の解決方法
- （19）その他必要な事項

（契約書の省略）

第24条 契約担当役は、次の各号の一に該当する場合には、第22条の規定にかかわらず契約書の作成を省略して、請書、見積書、請求書等契約の事実を明らかにする書類をもってこれに代えることができる。

- （1）150万円を超えない指名競争契約又は随意契約をするとき。
- （2）外国で200万円を超えない指名競争契約又は随意契約をするとき。
- （3）せり売りに付するとき。
- （4）物品受払の場合において買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取る時。
- （5）第1号及び第2号以外の随意契約について理事長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

（契約保証金の返還等）

第25条 契約保証金は、契約の履行が完了したときは、相手方に返還しなければならない。

（売払代金等の完納時期）

第 26 条 財産の売却若しくは有償譲渡又は交換をするときは、その引渡しの時まで又は移転の登記若しくは登録の時までにその代金又は交換差金を完納させなければならない。

(貸付料の納付期間)

第 27 条 財産の貸付けをするときは、相手方が国又は地方公共団体である場合を除き、その貸付料を前納させなければならない。ただし、貸付期間が 6 ヶ月以上にわたるものについては、定期的にこれを納付させることができる。

(契約に係る情報の公表)

第 27 条の 2 会計規程第 47 条の 2 に規定する公表は、第 42 条及び第 55 条に規定する予定価格が 100 万円（物件の借入れについては予定賃借料の年額又は総額が 80 万円）を超える契約について、その締結した日の翌日から起算して 72 日以内に、様式第 21 号から様式第 24 号までにより次の各号に掲げる事項を記載した一覧をインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行われなければならない。ただし、各年度の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの間に締結した契約については、当該契約を締結した日の翌日から起算して 93 日以内に公表することができる。

- (1) 工事（工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品、役務等の名称及び数量
- (2) 契約担当役の氏名並びにその所属する施設の名称及び所在地
- (3) 契約を締結した日
- (4) 契約の相手方の商号又は名称、住所及び法人番号
- (5) 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨（随意契約を行った場合を除く。）
- (6) 契約金額
- (7) 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- (8) 落札率（契約金額を予定価格で除したものに 100 を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
- (9) 随意契約によることとした根拠となるこの細則の条項及び理由（理由は具体的かつ詳細に記載すること。また、企画競争又は公募手続を行った場合には、その旨を記載すること。）
- (10) 厚生労働省が所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に機構の役員又は職員（期間を定めて雇用する者を除く。）であった者が契約を締結した日に役員として在職していれば、その人数
- (11) その他必要と認められる事項

2 前項の規定により公表した事項については、少なくとも公表した日の翌日から起算して 1 年が経過する日まで公衆の閲覧に供しなければならない。

(相談窓口)

第 27 条の 3 本部経理部契約課に機構の契約に関する総合的な相談窓口を設置し、その連絡先等をインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表するものとする。

2 相談窓口は、本部に関する前条第 1 項に規定する公開情報を閲覧しようとする者が施設に関する同様の情報を容易に閲覧することのできるよう、その利便を考慮した適切な措置を講じなければならない。

(監督)

第28条 会計規程第48条第1項に定める監督を担当する職員(以下「監督員」という。)は、理事長又は理事長の委任を受けた役員若しくは職員が任命する。

2 監督員の職務その他監督に関し必要な事項は、別にこれを定める。

(検査)

第29条 会計規程48条第2項に定める検査を担当する職員(以下「検査員」という。)は、理事長又は理事長の委任を受けた役員若しくは職員が任命する。

2 検査員の職務その他検査に関し必要な事項は、別にこれを定める。

(代価支払前の調書の作成)

第30条 契約担当役は、工事若しくは製造又は物件の買入で、その代価が200万円を超えるものについては、当該工事若しくは製造の完了又は物件の完納の後、検査員にその調書を作成させなければならない。

2 契約により、工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分に対し、完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要があるときは、特に検査員に検査を命じ、調書を作成させなければならない。

3 前2項の場合における支払は、同項の規定による調書に基づかなければ支払をなすことができない。

(部分払の限度額)

第31条 前条第2項の場合における支払金額は、工事又は製造についてはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の借入れについては既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、性質上可分の工事又は製造における完済部分に対しては、その代価の金額までを支払うことができる。

2 部分払をする場合において既に前金払がなされているときは、次の算定により支払金額を算出するものとする。

$$\bullet \text{支払金額} = (\text{既済部分又は既納部分の対価}) \times \{ \text{部分払の率} - (\text{前払金額} / \text{請負代金額}) \} \bullet$$

(請負契約についての準用)

第32条 前2条の規定は、工事又は製造以外の請負契約の全部又は一部の履行に対し支払をする場合に準用することができる。

(契約の解除)

第33条 契約担当役は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除しなければならない。ただし、契約の継続が機構の利益に適合すると認められる場合は、この限りでない。

(1) 正当な事由なくして契約期間内に履行を完了しなかったとき又は履行完了の見込みがないとき。

(2) 契約の履行につき不正行為があったとき。

(3) 契約の履行に関し、故意に機構の職員の指揮監督に従わなかったとき。

(4) その他機構の都合により必要と認めるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、遅滞なく相手方に通知しなければならない。

(違約金)

第34条 契約担当役は、相手方の責に帰すべき事由により契約を解除したときは、当該契約金額の100分の10以上の違約金を徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、会計規程第47条第1項に規定する契約保証金を、違約金の全部又は一部に充当することができる。

(遅滞金)

第 35 条 契約担当役は、相手方の責に帰すべき事由により契約の履行期限までに給付が完了しなかったときは、当該契約金額のうち履行遅滞に係る部分に相当する金額につき、年 5 % の割合で、履行期限の翌日から給付の完了の日までの日数により計算した遅滞金を徴収するものとする。ただし、遅滞金の総額が 100 円未満であるとき又はその金額に 100 円未満の端数があるときは、その額は徴収しないことができる。

(契約資格の喪失)

第 36 条 契約担当役は、次の各号の一に該当すると認められる者に対しては、一定の期間を限り、契約の相手方又は入札者及びそれらの代理人として参加することを禁止することができる。

- (1) 契約に関する調査にあたり虚偽の申出をした者
- (2) 契約に関し公正な競争の執行を妨げた者
- (3) 第 33 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの事由により契約を解除された者

(手付金)

第 37 条 土地、建物等の購入又は借入に際し、慣習上手付金を交付する必要があるときは、その交付によって契約を有利にすることができ、かつ、交付した金額を契約金額の一部に充当することができる場合に限り、手付金を交付することができる。

#### 第 2 節 一般競争契約

(一般競争契約の方式)

第 38 条 契約担当役は、一般競争に付する場合は、一般に公告して入札させるものとする。

- 2 契約担当役は、必要があると認めるときは、一般競争に加わろうとする者に必要な資格を定めることができる。
- 3 契約担当役は、一般競争に加わろうとする者の欠格条項を定め、これに該当する者の参加を制限することができる。
- 4 前 2 項の資格及び要件の基準は、別に定めるところによる。

(入札保証金の返還)

第 39 条 入札保証金は、落札者に対しては契約保証金の納入後（契約保証金の納付を免除した場合は契約締結後）その他の者に対しては入札終了後に返還するものとする。

- 2 落札者の入札保証金は、その請求により契約保証金の全部又は一部に振り替えることができる。

(公告)

第 40 条 第 38 条第 1 項の規定による公告は、原則として入札期日の 10 日前までに不特定多数の相手方が知り得る方法をもってしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期日を 5 日前までに短縮することができる。

(公告事項及び入札心得)

第 41 条 第 38 条第 1 項の規定による公告には、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 競争入札に付する事項
  - (2) 入札心得及び契約条項を示す場所
  - (3) 競争執行の場所及び日時
  - (4) 入札保証金に関する事項
  - (5) その他必要と認める事項
- 2 契約担当役は、入札に加わろうとする者に対し、仕様書、図面、契約書の案文その他必要な書類及び見本、現品、現場その他当該契約に関し必要な事項を示さなければならない。

3 契約担当役は、入札に加わろうとする者に対し、入札参加者の資格、入札保証金、入札及び開札の方法、入札の無効、落札決定の方法、入札者に対する注意事項等入札に関し必要な事項を記載した入札心得書を示さなければならない。

4 契約担当役は、会計規程第44条の2の規定により交渉権を付与するための入札を行うときは、第1項の公告事項及び前項の入札心得書にその旨を記載しなければならない。

(予定価格の決定)

第42条 契約担当役は、当該契約事項に関する仕様書、図面、設計書その他の資料に基づき、競争入札に付する事項の価格（会計規程第44条第2項の規定による競争にあつては、交換しようとするそれぞれの財産の価格の差額とする。）の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してなす製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

(予定価格の取扱)

第43条 前条の予定価格は、封書にし、開札の際これを開札の場所に置かななければならない。

2 前項に規定する予定価格の取扱いについて、第48条第2項に規定するせり買により実施した入札においては、この限りでない。

3 予定価格は、秘密とし、契約の相手方の決定後においても公表してはならない。ただし、別に定めるところにより公表を行う場合においては、この限りでない。

(開札)

第44条 開札は、公告に示した場所及び日時に入札者の面前においてこれを行わなければならない。ただし、入札者で出席しない者があるときは、入札事務に関係のない職員をして開札に立ち合わせなければならない。

2 入札者は、いったん提出した入札書の引換、変更又は取消をなすことができない。

3 前2項に規定する開札及び入札書の引換について、第48条第2項に規定するせり買により実施した入札においては、この限りでない。

(入札の無効)

第45条 第38条第2項の規定による競争参加の資格のない者のなした入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(同価入札の処置)

第46条 落札となるべき価格の入札をしたものが2人以上あるときは、抽せんにより落札者を定めなければならない。

2 前項の抽せんを行う場合において、当該入札者のうち出席しない者又は抽せんに応じない者があるときは、入札事務に関係のない職員をしてこれに代り抽せんに参加させることができる。

(総合評価落札方式)

第46条の2 契約担当役は、会計規程第44条第3項の規定により、予定価格の範囲内で有効な入札を行った入札者について、入札価格に加え、性能、機能、技術等を総合的に評価し、最も有利な申込みをした入札者を落札者とする方式（以下、「総合評価落札方式」という。）により、落札者を決定することができるものとする。

2 前項の総合評価落札方式は、契約担当役が必要と認めた場合に適用するものとする。

(再度の入札)



第47条 開札の結果、会計規程第44条に規定する落札者がいないときは、直ちに再度の入札をなすことができる。

2 前項の規定により再度の入札をなす場合には、当該入札事項につき無効の入札をした者はこれに参加させてはならない。

3 第1項の規定による再度の入札をさせる場合における入札書には、入札金額の内訳の記載を省略させることができる。

(せりによる売買)

第48条 契約担当役は、動産（不動産以外の財産をいう。以下同じ。）の売払について特別の事由により必要があると認める場合においては、本節の規定に準じ、せり売に付することができる。

2 契約担当役は、動産の購入について特別の事由により必要があると認める場合においては、本節の規定に準じ、せり買に付することができる。

### 第3節 指名競争契約

(指名競争の要件)

第49条 契約担当役は、次に掲げる場合においては、指名競争に付することができる。

(1) 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で一般競争に付する必要がないとき。

(2) 一般競争によるときは不当な価格で入札をするおそれがあると認められるとき。

(3) 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

(4) 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。

(5) 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき。

(6) 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。

(7) 予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。

(8) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。

(9) その他一般競争に付することを不利とする特別の事由があるとき。

2 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(入札者の指名)

第50条 指名競争に付しようとするときは、なるべく10人以上の入札者を指名しなければならない。ただし、急を要する場合又は契約担当役が必要ないと認めた場合には、2人以上の入札者を指名すれば足りる。

2 前項の場合においては、第41条第1項に規定する事項を各入札者に通知しなければならない。

3 前項に規定する通知は、入札期日の10日前までにしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期日を2日までに短縮することができる。

(一般競争契約に関する規定の準用)

第51条 第38条第2項、第39条及び第42条から第47条までの規定は、指名競争契約の場合に、これを準用する。

### 第4節 随意契約

(随意契約の要件)

第52条 契約担当役は、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

(1) 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないとき。

- (2) 現に履行中の工事、製造、加工若しくは修理又は物品の購入に関する契約でこれを他の者に分割して履行させることが不利であるとき。
- (3) 業者が連合して不当な競争をするおそれがあるとき。
- (4) 随意契約によるときは時価に比べて著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
- (5) 急速に契約するのでなければその機会を失うおそれがあるとき、又は著しく不利な価格その他の条件をもって契約を締結しなければならないおそれがあるとき。
- (6) 契約の性質又は目的が競争に適さないとき。
- (7) 機構の行為を秘密にする必要があるとき。
- (8) 官公署と契約をするとき。
- (9) 予定価格が 250 万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (10) 予定価格が 160 万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (11) 予定賃借料の年額又は総額が 80 万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (12) 予定価格が 50 万円を超えない財産を売り払うとき。
- (13) 予定賃借料の年額又は総額が 30 万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (14) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約で、その予定価格が 100 万円を超えないものをするとき。
- (15) 運送又は保管をさせるとき。
- (16) 外国で契約するとき。
- (17) 生産に係る物品を売り払うとき。

(随意契約の特例)

第 53 条 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付しても落札者がいないときは、予定価格の範囲内において随意契約によることができる。

2 落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の範囲内において随意契約によることができる。

3 前 2 項の場合においては、契約保証金及び期限を除くほか、最初競争に付するとき定めた条件を変更することができない。

(分割契約)

第 54 条 前条の場合においては、給付の性質上分割することができる場合に限り、数人に分割して契約することができる。

(予定価格の決定)

第 55 条 随意契約によろうとするときは、あらかじめ第 42 条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴取)

第 56 条 随意契約による場合には、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、急を要する場合又は契約担当役が必要ないと認めた場合には、1 人を見積書で足りる。

2 3 万円をこえない契約又は慣習上見積書の作成を要しないと認められる契約については、見積書の徴取を省略することができる。